

「平成30年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成31年2月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1. 調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成23年度より実施しています。

(1) 調査対象：県有施設 89 施設

(2) 回答数：県有施設 89 施設

(3) 調査期日：平成30年12月

2. 結果概要

「健康増進法の一部を改正する法律」の認知度については9割以上ですが、更なる周知が必要と思われます。

受動喫煙防止状況については、すべての県有施設で「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」又は「完全分煙」となっており、平成26年度から県の目標値である100%を達成しております。

また、更なる禁煙対策をこれ以上進めることができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多くあがっていました。

公用車については、所有している施設の9割以上が、すべての公用車を禁煙としています。

健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための施策を推進していくことが求められており、各施設では、受動喫煙防止を進めるための協議がされており、今後更に受動喫煙防止対策が進むと思われます。

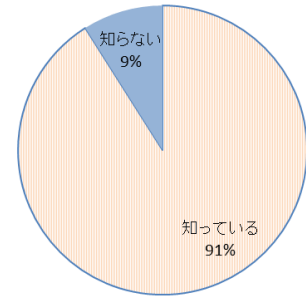
3. 調査結果

(※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

問1 「健康増進法の一部を改正する法律」をご存知ですか。

○ ほとんどの県有施設が知っているという。

	県有施設数	割合 (%)
知っている	81	91.0
知らない	8	9.0
合計	89	100



問2 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○ 県有施設

※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③換気扇等があり、煙が施設内に漏れない喫煙室を設置している施設をいう。

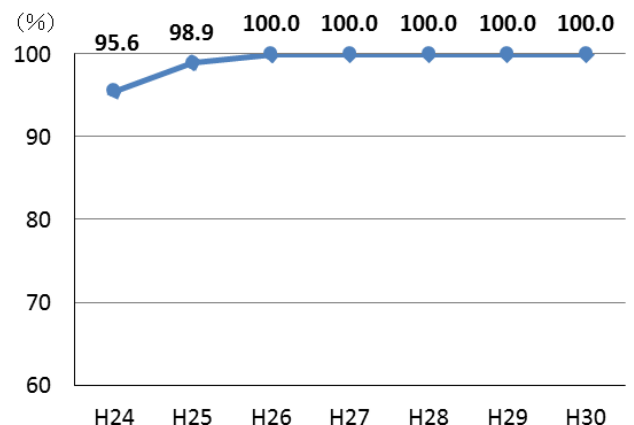
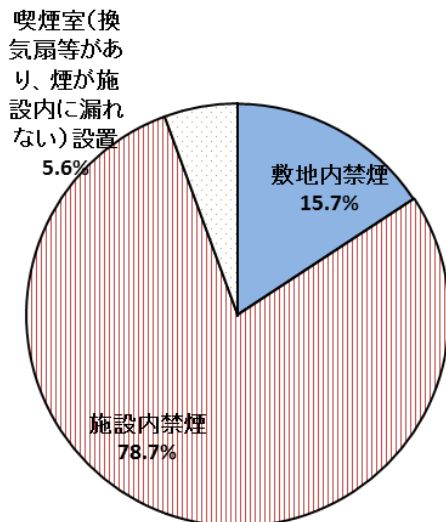
	県有施設数	割合 (%)
敷地内禁煙	14	15.7
施設内禁煙	70	78.7
喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	5	5.6
喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	0	0.0
喫煙コーナー(開放型)設置	0	0.0
どこでも喫煙可能(禁煙時間を設定されているものも含む)	0	0.0
合計	89	100.0

89施設
(100%)

<敷地内禁煙施設名>

- 自動車税事務所
- 東京事務所
- こども総合療育センター
- 大阪事務所
- 福岡事務所
- 氷川ダム管理所
- 宇城保健所
- 山鹿保健所
- 水俣保健所
- 天草保健所
- 熊本県立こころの医療センター
- 富岡ビジターセンター
- 阿蘇みんなの森
- 菊池少年自然の家

《禁煙・完全分煙の状況》



問3 問2で、2～5と回答された施設にお尋ねします。(対象75施設)
建物内もしくは建物外の喫煙所は何か所ですか。

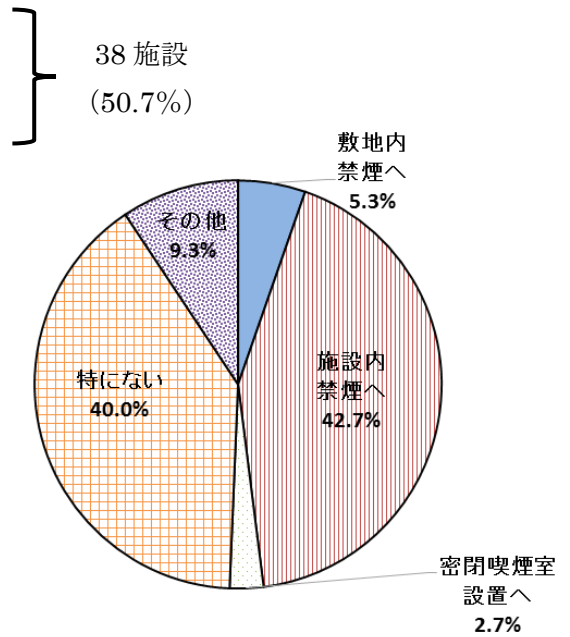
	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	施設総数
建物内	4	0	0	0	1	5
建物外	39	40	10	1	5	74

※5箇所以上ある施設は、建物内で最大11か所、建物外で最大18か所。

問4 問2で、2～6と回答された施設にお尋ねします。(対象75施設)
今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約半数の施設が、今後、禁煙・完全分煙に取り組むとしている。

	県有施設数	割合(%)
敷地内禁煙へ	4	5.3
施設内禁煙へ	32	42.7
密閉喫煙室設置へ	2	2.7
特にない	30	40.0
その他(※)	7	9.3
合計	75	100.0



※その他の主な回答

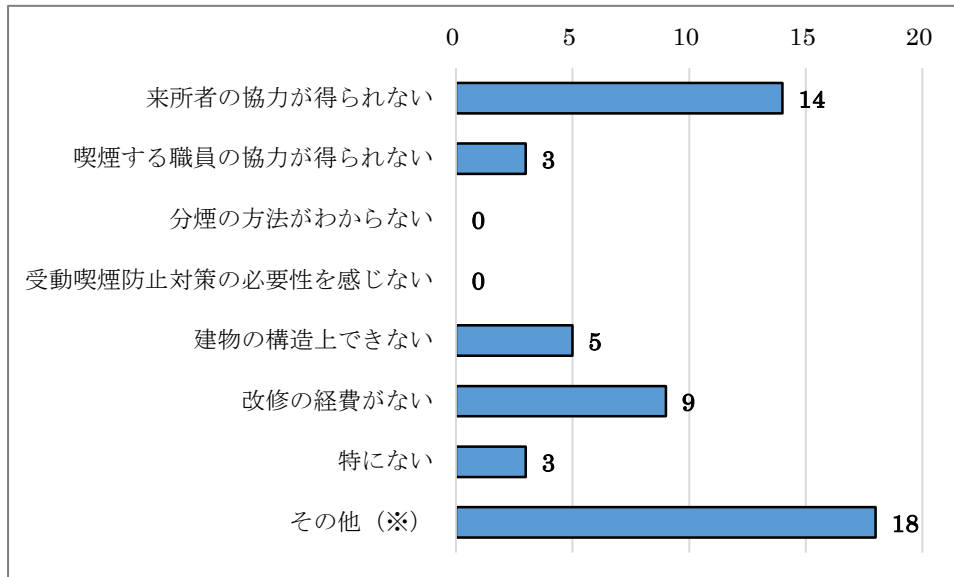
- 庁舎建替後に敷地内（屋外）に喫煙場所を設ける予定。
- 多数の者が通行する場所（例：建物の出入口付近）の喫煙所をなくす。
- 施設内禁煙を維持。
- 来訪者のための喫煙スペースの整備。
- 風が通り、煙が拡散する場所。
- 保健所が総合庁舎1Fへの移転予定であることから、現在、庁舎建物と隣接している外来者用喫煙所の配置を見直す予定。

問5 問4で、4又は5を選択した場合にお答えください。(対象 52 施設)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。

(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



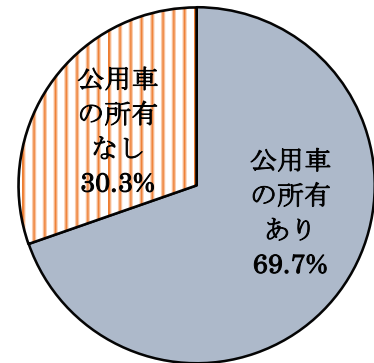
※その他の主な回答

- 隣接する他の（県以外の）施設と同一敷地内にあり、不特定多数の来館があることから、他の施設との調整が必要である。
- 建物の一部フロアを賃貸借しており、当所では今以上の対策は講じられない。
- 受動喫煙の影響がないと思われるところに喫煙場所を設置している。
- 非喫煙者を避けて喫煙している。
- 施設利用者のため必要である。
- ドアで仕切られ庁舎内に流入することはない。
- 国や県の動向等を見ながら今後検討する。
- 施設の広さや立地により職員の安全が確保できないため。
- 職員のサービス上の課題がある。

問6 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約7割の施設が公用車を所有している。

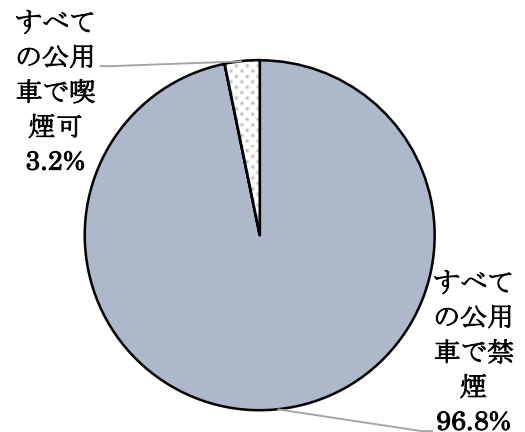
	県有施設数	割合(%)
公用車の所有あり	62	69.7
公用車の所有なし	27	30.3
合計	89	100.0



問7 貴施設が所有する公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象62施設)

○9割以上の施設で、すべての公用車を禁煙としている。

	県有施設数	割合(%)
すべての公用車で禁煙	60	96.8
一部の公用車で禁煙 (一部は喫煙可)	0	0.0
すべての公用車で喫煙可	2	3.2
合計	62	100



問8 問7で、2又は3を選択した場合にお答えください。(対象2施設)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	県有施設数	割合(%)
すべての公用車で禁煙に取り組む	2	100.0
一部の公用車で禁煙に取り組む	0	0.0
特にない	0	0.0
その他(※)	0	0.0
合計	2	100

問9 問8で、3～4を選択した場合にお答えください。(対象0施設)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

問10 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

※主な回答

- 今後の対策について、関係課で調整を行っている。
- 当事務所が小学校敷地に隣接していることもあるため、昨年度から敷地内禁煙を徹底している。
- 喫煙者に対する禁煙に向けた啓発を実施している。
- 将来的には敷地内全面禁煙を目指している。
- 敷地内の喫煙所のみでの喫煙を徹底している。
- 既に施設内禁煙である。喫煙所はセキュリティシステム操作パネルのある北側出入口付近の屋外のみであり、当該出入口は鍵を持たない一般利用者は出入りできず、正面玄関とも離れており、受動喫煙は考えにくい。
- 企業からの来所者も多く、全面的な禁煙は困難であるが、指定されたエリアで喫煙するようお願いしている。なお、室内については、応接室も含め全面禁煙としている。
- 現在のところ、施設内を禁煙にしていること以外はない。今後、全庁的な受動喫煙防止対策の方針が出されたら、その方針に基づいて、取り組んでいく。
- 喫煙箇所を、建物外の指定場所に限定し、施設内での喫煙を禁止している。
- 会議や懇親会等では禁煙としている。
- 職員に喫煙者もおらず、特にない。
- 昨年度実施した対策を継続中である。(昨年度の対策：喫煙場所変更 時間外出入口付近→会議棟下)
- 年2回の衛生委員会で対策について検討している。
- 敷地内禁煙については、本庁財産経営課の検討結果及び予算確保等確認の上、今後検討することとしている。
- 本年度屋外に喫煙室設置を予算要求した。
- 指定喫煙場所以外での喫煙を防止するため、敷地内7箇所に禁煙スタンド『ここは禁煙です』を設置した。
- 喫煙場所周辺施設の扉や窓を開放しないよう徹底している。
- 庁舎内衛生委員会で、受動喫煙防止について議論している。
- 平成30年4月1日から敷地内全面禁煙とし、職員へ周知するとともに、貼紙、県ホームページへの掲載により県民への周知を行った。
- 定期的を開催する庁内会議の場で、敷地内禁煙に関連して発生した問題についての情報を共有し、対策を検討している。
- 毎年、産業医が出席する衛生委員会で受動喫煙防止対策の検討を行っている。さらに敷地内禁煙に向けた検討を進める予定である。

- 施設内では禁煙にし、敷地内では受動喫煙の可能性がない箇所1カ所に絞っている。
- 喫煙所の整備について県と協議中である。
- 昨年度、施設入居団体職員及び施設の貸出会議室利用者を対象に行ったアンケートで受動喫煙防止対策についてアンケートを取ったが、敷地内禁煙に対しては反対者の意見が強く、すべての利用者の同意を得るのは難しいと感じた。
- 昨年度より喫煙所を2カ所減らした。
- 今年度屋外2カ所に喫煙所を設置し、ハード面の整備を行った。
- 喫煙所は建物から離し、来場者の動線からも外れた場所に設置する等受動喫煙防止に配慮する取組みを行った。今後（県内の）公共施設が敷地内全面禁煙になっていくと聞いている。それに伴い、喫煙室（プレハブの様な建物）を設置するとも聞いている。
- 利用者へ対する分煙の協力依頼。大会主催者に対して、喫煙についてをお願いをしている。
 - ①喫煙箇所の図面を渡す。
 - ②受動喫煙防止のため、分煙徹底のお願い。
 - ③大会主催者から大会関係者への周知と喫煙マナー徹底のお願い。
- 喫煙場所がわかるように、文面と見取り図をチケット売り場やトイレなどの各要所に掲示している。